

市提出用

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

交付日付印

異動日の翌月十日までに提出してください。

市処理欄	1	2	3	備考
	現年度	新年度	両年度	
法人番号又は個人番号				
特別徴収義務者指定番号				
担当者	課	係	電	( ) - ( )
氏名		内線		
フリガナ	旧	特別徴収税額	徴収済税額	未徴収税額
氏名	姓	(年税額)	月分から 月分まで	月分から 月分まで
個人番号				
住所 (1月1日現在)		(ア)	(イ)	(ウ)=(ア)-(イ)
現住所 (不明の場合は 本籍地)	給与の支払いを受けなくなった後の住所	円	円	円
			異動年月日	異動事由
			年 月 日	1退職 2転勤 3休職 4長期欠勤 5死亡 6特徴不能
				1月1日から退職時 までの給与支払額
				控除社会保険料額
				円

未徴収税額(ウ)の徴収方法をA B Cから選択して該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

※新特別徴収義務者記入欄

**A 転勤・特別徴収継続** 未徴収税額(ウ)を新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合

特別徴収義務者名	所在地	〒
	フリガナ	
	名称	印
	法人番号又は個人番号	
	連絡先	担当部署 担当者 電話 ( ) - ( ) 内線
月割額 円を 月 日 納期限の 月分から納入します。		
特別徴収義務者指定番号	受給者番号	

**B 一括徴収** 未徴収税額(ウ)を特別徴収義務者が給与から徴収する場合

一括徴収した税額は、 月 日 納期限の 月分とあわせて納入します。

一括徴収の理由

- 異動が12月31日以前で、申し出があったため ( 月 日 申出)
- 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため

一括徴収税額(ウ)の金額 円

●1月1日～4月30日までに退職等の場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。なお、上記期間以外の退職についてもできる限り一括徴収をお願いします。

**C 普通徴収** 未徴収税額(ウ)を本人が支払う場合

この異動届出書は、異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。

(異動図解)

- 転勤の場合(転勤先で引き続き特別徴収を希望する場合)
 

旧特別徴収義務者 → 月割額等を連絡します → 新特別徴収義務者 → 知多市役所
- 退職、死亡、長期欠勤等の場合(特別徴収の継続を希望しない場合)
 

特別徴収義務者 → 知多市役所